

災害時における支援及び協力に  
関する協定書

山 陽 小 野 田 市  
三 成 建 設 株 式 会 社

## 災害時における支援及び協力に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と三成建設株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援及び協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において大規模な地震、津波、高潮、大雨による土砂災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に基づき、乙が社会貢献活動の一環として支援及び協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

（支援及び協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に支援及び協力を必要とするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援及び協力の内容）

第3条 乙は、前条の要請に基づき、次に掲げる事項について、協力を行うものとする。

- (1) 救援物資の仕分け及び避難所等への物資の輸送
- (2) 専門的な技能を活用した総合的な救援活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

（支援活動の報告）

第4条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく協力支援活動に要した費用のうち、人件費、交通費、燃料費等の諸経費については無償を基本とする。ただし、資材等の供給に要した経費については、災害発生直前の小売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定する額を甲が負担するものとする。

（支援活動を実施する者の証明）

第6条 支援活動を実施する者は、支援活動協力者と識別できる標章等を携帯して、支援活動に従事するものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年 3月 4日

(甲) 山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 宇部市大字妻崎開作1050番地  
三成建設株式会社  
代表取締役 石原 寛

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

三成建設株式会社  
代表取締役 石原 寛 様

山陽小野田市長

## 支援・協力活動要請書

災害時における支援及び協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	
内 容	
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

三成建設株式会社  
代表取締役 石原 寛

## 支援・協力活動終了連絡書

災害時における支援及び協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

日時	平成 年 月 日 時 分
場所	
内容	
その他	

（三成建設株式会社 連絡担当者）

所属	
職名・氏名	
電話番号	